

インターネット上の誹謗中傷に関する関係機関

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころろ」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎悩みや不安を抱えて困っている方に対して気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

（愛媛県人権啓発センター）

<https://www.pref.ehime.jp/h15900/h15900.html>

089-941-8037

◎人権問題で悩んでいる方のご相談に応じています。

・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談

または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署

<https://www.police.pref.ehime.jp/syo.htm>

県警本部サイバー犯罪対策課

<https://www.police.pref.ehime.jp/jyouho/haitekuhanzai.htm>

・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代りに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の国又は県の
専門機関に相談したい

国又は県の機関
に相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
（総務省）

<https://www.ihaho.jp>

迅速な助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法などを迅速にアドバイス**します。
- ◎インターネットに関する技術や制度等の**専門知識や経験を有する相談員**が対応します。
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**です。
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやり取りを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です。

「人権相談」
（松山地方法務局）

0570-003-110

※最寄りの地方法務局につながります。

削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法などの助言**に加え、**法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います（外国語にも対応）。
- ※違法性の判断に時間を要する場合があります。

最寄りの警察署

<https://www.police.pref.ehime.jp/syo.htm>

県警本部サイバー犯罪対策課
<https://www.police.pref.ehime.jp/jyouho/haitekuhanzai.htm>

「誹謗中傷ホットライン」
（セーフアーインターネット協会）

<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものは、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフアーインターネット協会（SIA）が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受付けし、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります。